

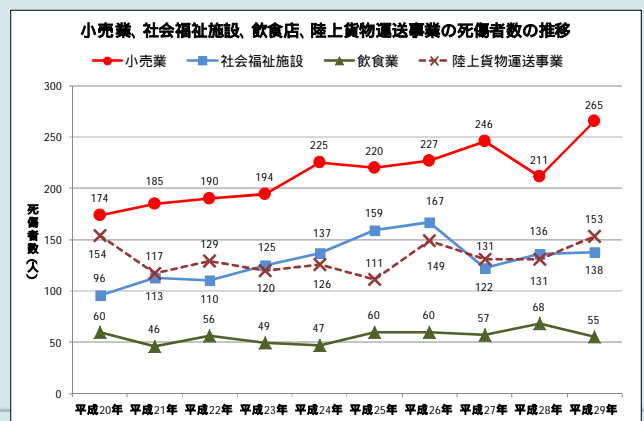
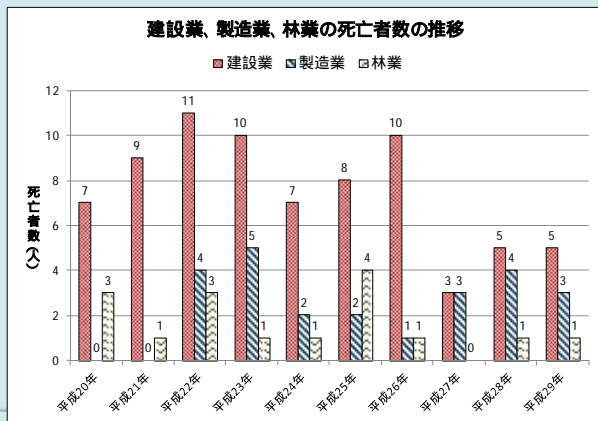
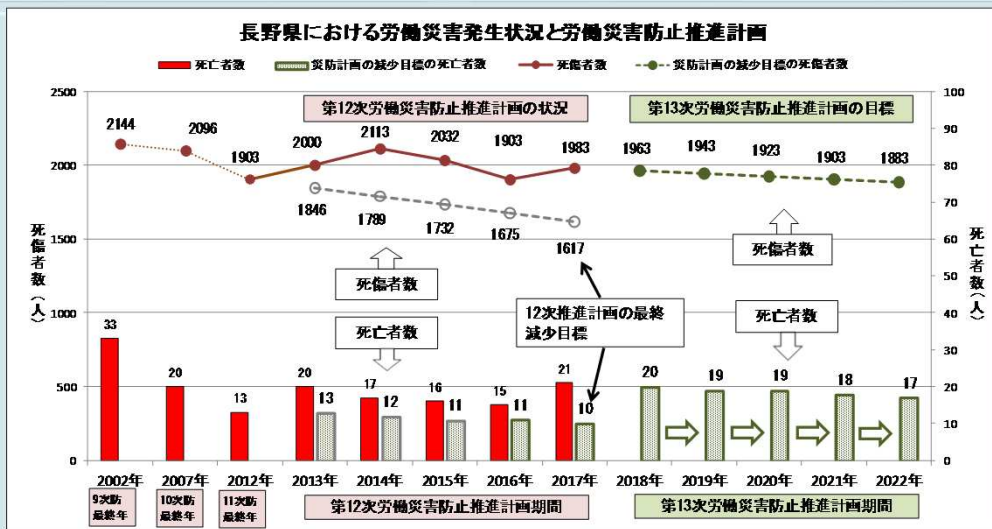
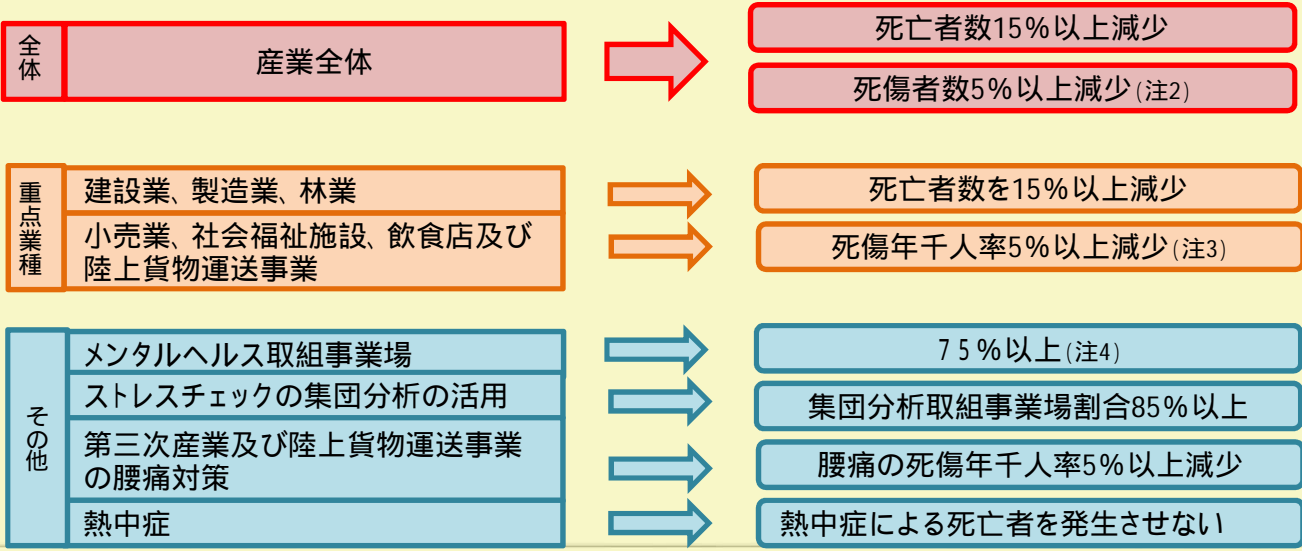
# 長野県における第13次労働災害防止推進計画

～働く方々一人一人が安心して健康に働くことができる職場の実現のために～

働く方々の一人一人はかけがえのない存在であり、働く場において一人の被災者も出さないという基本理念の下、労働災害を減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、2018年度を初年度として、5年間にわたり長野労働局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「長野県における第13次労働災害防止推進計画」(注1)を策定しました。

## 目標

【計画期間 2018年度から2022年度までの5か年間】



# 計 画 の 重 点 事 項

推進計画の目標を達成するため、以下の8項目を重点として取り組みます

<p><b>死亡災害の撲滅を目指した対策の推進</b></p>	<p><b>過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業における墜落・転落災害等の防止</li> <li>・製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止</li> <li>・林業における伐木等作業の安全対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業における健康確保措置の推進</li> <li>・過重労働による健康障害防止対策の推進</li> <li>・職場におけるメンタルヘルス対策等の推進</li> <li>・パワーハラスメント対策の推進</li> </ul>
<p><b>就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進</b></p>	<p><b>疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次産業対策、陸上貨物運送事業対策</li> <li>・転倒災害の防止、腰痛の予防、熱中症の予防、交通労働災害対策</li> <li>・非正規雇用労働者等の労働災害の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進</li> <li>・疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり</li> </ul>
<p><b>化学物質等による健康障害防止対策</b></p>	<p><b>企業・業界単位での安全衛生の取組の強化</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質による健康障害防止対策</li> <li>・リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善の推進</li> <li>・石綿による健康障害防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業のマネジメントへの安全衛生の取込</li> <li>・労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用</li> <li>・「信州・危険の『見える化』推進運動」・「信州・春の安全衛生教育推進運動」の推進</li> </ul>
<p><b>安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進</b></p>	<p><b>国民全体の安全・健康意識の高揚等</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用を図るなど、安全衛生管理組織の強化を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施</li> </ul>

## 長 野 労 働 局 独 自 の 運 動 を 推 進 し て い ま す

<p><b>信州・危険の『見える化』推進運動</b></p>	<p>職場における危険有害性の『見える化』を促進するとともに、労働者一人ひとりの安全に対する意識や危険感受性を高め、リスクアセスメント等の自主的取組の普及促進を進めることにより労働災害防止を図る運動です。リスクアセスメントを組み込んだ『年間安全衛生計画』等の策定を進めるとともに、4S活動、危険予知(KY)活動の普及も進めています。</p>
<p><b>信州・春の安全衛生教育推進運動</b></p>	<p>春には多くの企業で、新規労働者が採用されるほか、年度の切り替えに伴って、配置換え等も行われることも多く、作業に不慣れな労働者が増加することから、特に、雇入れ時や配置転換時の教育が必要な時期といえます。「セーフティ・ファースト - 安全第一」の考え方を浸透し、地域全体の安全衛生意識の向上により、労働災害防止を図る運動です。</p>

(注1)「労働災害防止計画」は、労働安全衛生法第6条の規定により、厚生労働大臣が策定します。長野労働局では、この計画を踏まえ、推進計画を策定しました。  
 (注2)死傷者数は、死亡された方と休業4日以上となられた方の合計です。  
 (注3)死傷年千人率は、1000人当たりの死傷者数です。  
 (注4)メンタルヘルスで取組む8項目のうち、4項目に取組む事業場の割合です。

[メンタルヘルスの取組の8項目]  
 衛生委員会等での調査審議  
 心の健康づくり計画の策定  
 事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任  
 労働者への教育研修の実施  
 管理監督者への教育研修の実施  
 労働者からの相談体制の整備  
 職場復帰支援体制の整備  
 ストレスチェックの実施

本件に関しましては、長野労働局労働基準部健康安全課(☎026-223-0554)、又は、県下各労働基準監督署までお問い合わせください。

